

ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センターについて



今日のお話

- ・ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センターとは？

～休憩～

- ・医療費について 耳寄りな情報
- ・Q&A



ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センターとは？

2025年問題

団塊の世代が75歳以上になり

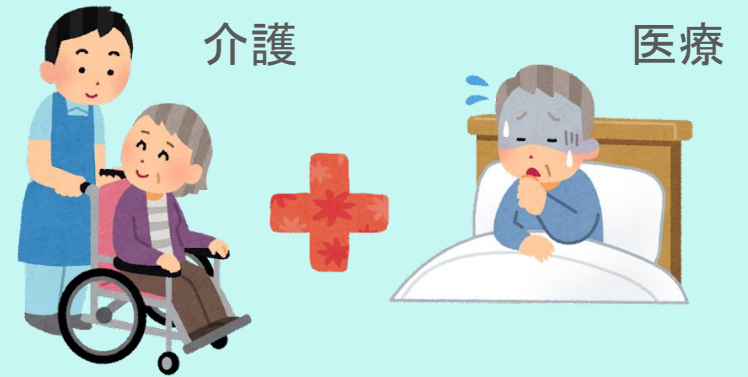
医療や介護など様々な影響が出てくること

ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センターとは？

2025年問題 例えば・・・

- ・病院や施設が足りなくなる
- ・施設に入りたくても入ることができない

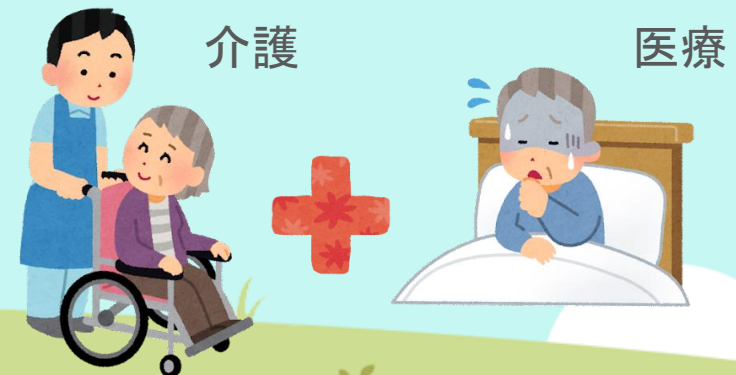


ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センターとは？

医療と介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるように

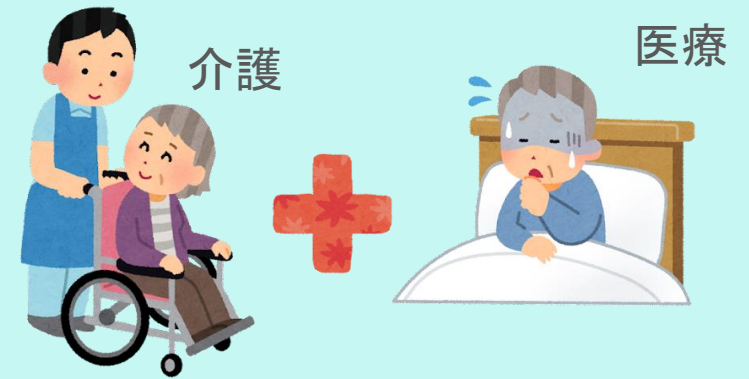
医療と介護が連携して、包括的、継続的な支援が必要



ほくと・ななえ

医療・介護連携支援センターとは？

医療と介護の連携を支援し、
住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、
北斗市と七飯町から函館市医師会が委託を受け、
令和3年7月にスタートしました。



ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センターとは

このセンターでは、医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、地域の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談をお受けしたり、医療機関や介護事業所などの情報提供を行っております。また、高齢者の医療・介護に携わる関係者の方々の連携のサポートも行っておりますので、お気軽にご相談ください。

在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談や、地域の医療・介護関係者および地域包括支援センターなどからの連携の調整に関するご相談に対応します。

医療・介護関係者の情報共有の支援

地域の医療・介護関係者の連携に必要な、標準的な情報共有ツールを整備します。

地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演活動や、リーフレットの作成・配布などにより、地域住民へ在宅医療の仕組みなどをお知らせします。

地域の医療・介護資源の把握、情報提供

地域の医療機関、介護事業所の所在地や機能などを把握し、これまでに自治体が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成、公開します。



医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種連携研修の企画・実施、地域での研修情報の提供などを行います。

切れ目のない医療・介護の提供体制の構築

入退院支援・日常の療養支援、急変時の対応・看取りなどの様々な局面に関わり、地域の医療・介護関係者と協働し、連携の基本となる各種の仕組みや、ルール作りを行います。

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センターとは

このセンターでは、医療と介護の両方を必要とされる高齢者が、住み慣れている地域で安心して自分らしく生活していけるように、地域の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談をお受けしたり、医療機関や介護事業所などの情報提供を行っております。また、在宅医療や介護に携わる関係者の方々の連携のサポートも行っておりますので、お気軽にご相談ください。

在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の皆さまからの在宅医療などに関する不安やお悩みのご相談や、地域の医療・介護関係者および地域包括支援センターなどからの連携の調整に関するご相談に対応します。

医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を推進するために、多職種連携研修の企画・実施、地域での研修情報の提供などを行います。

切れ目のない医療・介護の提供体制の構築

入退院支援・日常の療養支援・急変時の対応



ほくと・な

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センターでは、医療・介護の連携に関する、様々な事業を実施。今日は、相談事業についてお話させていただきます★

地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演活動や、リーフレットの作成・配布などにより、地域住民へ在宅医療の仕組みなどをお知らせします。

地域の医療機関、介護事業所の所在地や機能などを把握し、これまでに自治体が把握している情報と合わせて、リストまたはマップを作成、公開します。

たとえば…こんなお悩みありませんか？

家族が入院中。
退院後のこと
どうしよう…

家族が認知症？
どうしたらいいの？

介護サービスって
どうしたら
利用できるの？



訪問診療って
どうしたら
受けられるの？

どこに相談すればいいの！？



相談先はこんなところがあります

- ・担当のケアマネジャー
- ・かかりつけの医師
- ・いこい職員（工藤さん）
- ・地域包括支援センターかけはし
- ・病院の医療相談室



ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センターでは、

医療・介護に関する不安やお悩み
のご相談を受付けています！

相談対応のイメージ

どのような相談でも受け、
内容を伺う

センターで対応できるものは
対応する

内容によっては、
適切な機関等へ繋ぐ

重要!

医療・介護のお悩みや
どこに相談したらいいかわからない時は

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

電話

0138-42-1232

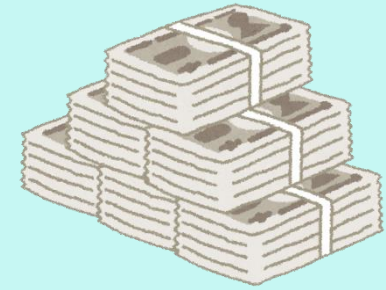
お気軽にご連絡ください！



休憩



医療費について耳寄りな情報



「限度額適用認定証」

ってご存じですか？



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和 4年 7月31日

交付年月日 令和 3年 8月 1日

被保険者番号 0 1 2 3 4 5 6 7


住所 広域市連合町1丁目

氏名 後期 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発効期日 令和 3年 8月 1日

適用区分 区分II

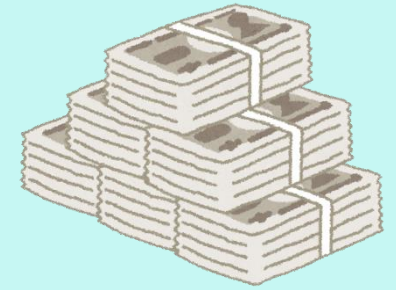
長期入院
該当年月日 令和 3年 8月 1日 保険者印 

保険者番号 並びに保険
者の名称及
び印 3 9 0 1 1 0 0 0

北海道後期高齢者医療広域連合

印

医療費について耳寄りな情報



「限度額適用認定証」

ってご存じですか？

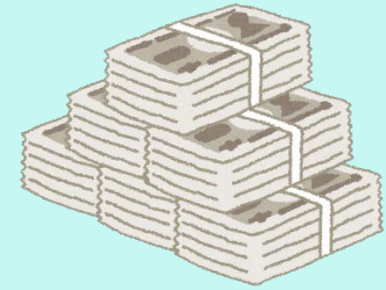
入院や手術をする時、「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、支払う金額を自己負担限度額にとどめることができます！



●70歳以上、および後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証の所持者

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
現役並みⅢ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額83万円以上 または課税所得690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% [多数該当：140,100円]	
現役並みⅡ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額53万～79万円 または課税所得380万円以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% [多数該当：93,000円]	
現役並みⅠ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額28万～50万円 または課税所得145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% [多数該当：44,400円]	
一般 健保：標準報酬月額26万円以下 または課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当：44,400円]
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)*		15,000円

医療費について耳寄りな情報



- ・非課税世帯の方
- ・年収370万～1,160万円
(課税所得145万～689万円)の方

**「限度額適用認定証」を
申請してください！**

医療費について耳寄りな情報

「限度額適用認定証」申請流れ【例】

国保，後期高齢者の方の場合

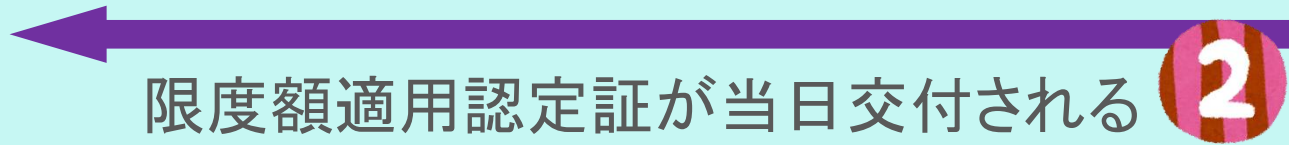


1

申請(保険証持参, ご家族でも可)



北斗市役所



2

3

限度額適用認定証, 保険証を提示



医療機関



医療費について耳寄りな情報

「限度額適用認定証」申請流れ【例】

国保, 後期高齢者の方の場合

申請先 北斗市役所(北斗市総合分庁舎)

持参物 保険証

「限度額適用認定証」が当日交付されます。
医療機関に提示しましょう！



医療費について耳寄りな情報

「**限度額適用認定証**」には
有効期限があります。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

有効期限 令和 4年 7月 31日

交付年月日 令和 3年 8月 1日

被保険者番号 0 1 2 3 4 5 6 7

住所 広域市連合町 1 丁目

被
保
險
者

氏名 後期 太郎 男

生年月日 昭和 7年 7月 7日

発効期日 令和 3年 8月 1日

適用区分 区分 II

長期入院
該当年月日 令和 3年 8月 1日 保険者印 

保険者番号 並びに保険
者の名称及
び印 3 9 0 1 1 0 0 0

北海道後期高齢者医療広域連合



医療費について耳寄りな情報

**「限度額適用認定証」には
有効期限があります。**

保険証が後期高齢者の方

1回申請して、受給者証が交付された方は
その後は保険証と共に郵送されてきます。

それ以外の保険証の方

有効期限が切れる前に再度申請しましょう。

医療費について耳寄りな情報

「高額療養費」について

自己負担限度額を超えた場合

払い戻しの申請をすれば、超えた額分が戻ってきます。

医療費について耳寄りな情報

「高額療養費」について

例えば

A病院へ1日～15日まで入院して、B病院へ転院

B病院は15日から30日まで入院

のようなことがあったら、2つの病院へ支払い

●70歳以上、および後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証の所持者

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）
現役並みⅢ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額83万円以上 または課税所得690万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% [多数該当：140,100円]	
現役並みⅡ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額53万～79万円 または課税所得380万円以上	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% [多数該当：93,000円]	
現役並みⅠ 負担割合が3割の方 健保：標準報酬月額28万～50万円 または課税所得145万円以上	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% [多数該当：44,400円]	
一般 健保：標準報酬月額26万円以下 または課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 [多数該当：44,400円]
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)*		15,000円

医療費について耳寄りな情報

「多数該当」について

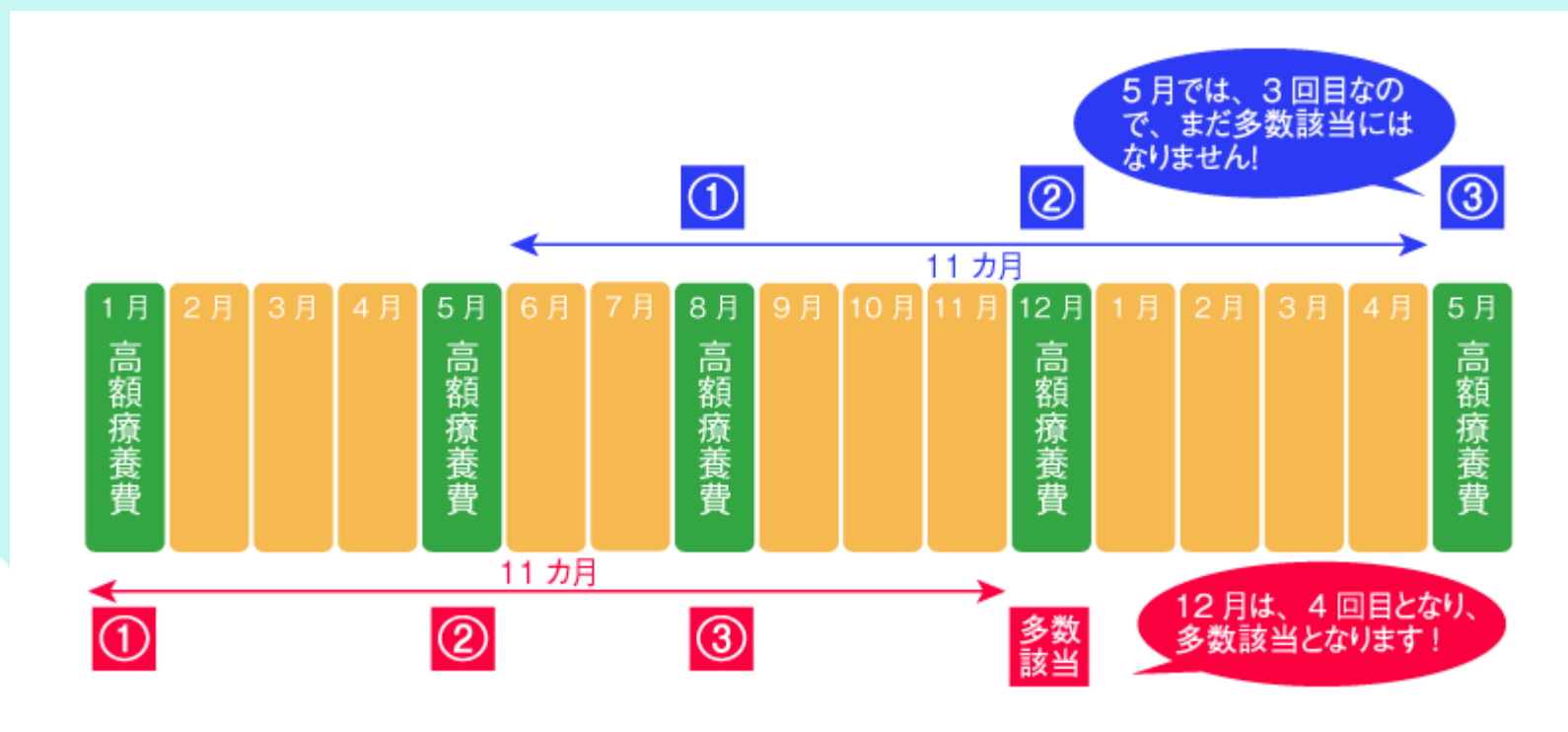
対象は課税世帯（住民税を支払っている方）

直近1年以内に4回以上入院して、月々の入院費が自己負担限度額だった時は、4回目から自己負担限度額が安くなります。



医療費について耳寄りな情報

「多数該当」について



医療費について耳寄りな情報

「多数該当」について

払い戻しの**申請が必要**です。

入院した病院が同じであれば、申請は必要ありません。


違う病院の時は、申請が必要です。



重要!

申請すると、
医療費が安くなる制度があります！





医療や介護についての制度は
わかりづらいものが多いですね…

医療と介護の制度の相談先はこちら！

【医療制度について】

病院の医療相談室

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

【介護制度について】

担当のケアマネジャー

いこい職員（工藤さん）

地域包括支援センターかけはし

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

お気軽にご相談ください★



重要!

医療・介護の制度のことや
どこに相談したらいいかわからない時は

ほくと・ななえ 医療・介護連携支援センター

電話

0138-42-1232

お気軽にご連絡ください！



わたし達，医療・介護従事者は，力を合わせて，皆様の暮らしをサポートしたいと思っています。

是非お気軽に，
声をかけてください！



医療・介護に関する色々な情報を
ホームページでも公開中です！
スマホやパソコンをお持ちの方は、
是非、見てみてください！



医療・介護連携支援センター



検索してみてくださいネ！

地域の医療と介護をつなぐ

TEL:0138-43-3939

函館市医療・介護連携支援センター

平日8:30~17:00/土曜8:30~12:30/日曜・祝日休み
〒041-8522 函館市富岡町2丁目10番10号 函館市医師会病院内1階

HOME 西館市医療・介護連携支援センターとは 医療・介護連携マップについて 研修情報 各種ダウンロード よくあるご質問 用語集 MENU

医療・介護連携マップ

種別検索

施設名検索

医療機関 入院医療機関 薬局 介護(居宅系) 介護(入所系)

例：医師会病院 検索

- 地域包括支援センター（函館市 北斗市 七飯町）
- 在宅医療を行っている医療機関一覧
- 介護事業所・体制一覧（函館市 北斗市 七飯町）
- 入院医療機関一覧
- 函館歯科医師会（在宅歯科医療のご相談はこちら）

お知らせ

カテゴリ 研修情報 コラム センター活動報告 はこだて医療・介護連携サマリー 多職種からのお役立ち情報

ご清聴
ありがとうございました

